

# SKET NEWS

季刊

スケッチニュース

VOL.54

2023年【新春号】

## contents

- 1 新年のご挨拶
- 2 各事業所よりご挨拶
- 3 物流業界の2024年問題
- 4 インドネシア送出し機関訪問
- 5 技能実習と特定技能
- 6 社会人基礎力



組合Facebookページ随時更新中！

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

## 新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

平素より、弊組合の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本年が組合員・関係各社の皆様方にとって希望に溢れ、幸多き一年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

昨年は半導体不足が尾を引くなか、2月のロシアのウクライナ侵攻に端を発し、原油高、原料価格の高騰、円安と、ようやくコロナ禍から抜け出そうとしていた日本経済に冷や水を浴びせるような状況が続きました。収束するかに見えた日本のコロナ禍も、年明けと共に第8波とインフルエンザの同時流行と、なかなか出口が見えない状況です。

外国人技能実習事業・特定技能支援事業では、3月ごろからようやく新規入国が再開し、弊組合でも入国待機中の技能実習生400人以上が入国を果たすことができました。新規入国の目処が立った事で、受け入れ企業様のオンライン面接も活発化し、現地を訪れての面接も少しずつ増え始めています。今年は、国内の人手不足が続く中、新規の採用面接が増えて行くものと思われま

す。制度面では、現在の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行された2017年11月から5年が経過し、今年は制度改正への動きが本格化する見通しです。昨年12月14日には「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に

関する有識者会議」が開催され、今年秋頃の答申を目指して、今後の在り方について話し合われて行くようで、秋の国会では、何らかの制度改正についての法案の提出があるものと思われま

す。また、技能実習生の送り出し国については、現在、弊組合の技能実習生・特定技能外国人は7割以上がベトナム人ですが、同国がASEANの中でも突出した経済成長を見せるなか、弊組合としてはベトナムに次ぐ送り出し国についても検討してまいります。

ETCカード事業については外出制限も解かれ、高速道路の利用も通常の走行に近づいてきていると思われま

すが、テレワークの浸透により営業車両が減少したこと、また、インバウンドの外国人観光客はわずかな増加にとどまり、なかなかコロナ禍前には戻っていません。一方で、昨年に予想された高速道路料金割引制度の変更については、未だ見通しははっきりしていないものの、今年中には何らかの動きがあるものと思われ、今後の法整備を注視していきたいと思

います。本年も組合事業を通して組合員の皆様のお力になれるよう、職員と共に一丸となって尽力して参りたいと存じますので、何卒よろしく御願

代表理事 理事長 金尾健大



謹賀新年

## 各部・各事務所より～組合員の皆様へ～

### 【国際事業部】

新年明けましておめでとうございます。  
 昨春より長かった入国制限が緩和され多くの技能実習生が入国できました。この受け入れには組合員様のご支援なくして実現はできませんでした。本当にありがとうございます。入国は再開とはなりましたが、今度は資源高・円安と、依然として厳しい状況が続くことも予想されます。これに対して私共は技能実習・特定技能制度の両輪で組合員様をご支援することをここにお約束します。来年の今、それを結果としてご報告ができるよう尽力致します。  
 本年もどうぞよろしくお願い致します。

### 【カード事業部】

昨年は、withコロナ、エネルギー・資材等の急激な高騰という経済環境ではありましたが、インバウンドの門戸が再び開かれ、再生を求めて一步一步前進した一年でもありました。2023年の干支は「癸卯」：これまでの努力が花開き、実り始める年です。カード事業部においても、組合員様と共に実りある1年とし、今まで以上に組合員皆様への経費削減、省力化を推進し、スピード対応を実現させてまいります。  
 引き続きご指導、ご鞭撻賜りたくよろしくお願いたします。

### 【名古屋事務所】

2023年は「卯（うさぎ）」年です。卯は穏やかで温厚な性質であることから、「家内安全」。また、その跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれてきました。新しいことに挑戦するのに最適な年と言われています。皆様と一緒に飛躍の一年にしていきます。  
 本年も宜しくお願致します。

### 【広島営業所】

あけましておめでとうございます。昨年春から技能実習生の入国が再開し、目を輝かせ入国した多くの実習生が現在日本中で活躍しています。監理組合としてこれまで以上に実習生や組合員皆様に寄り添い、一丸となってサポートをさせていただきたく、本年も変わらぬご指導ご鞭撻を頂きます様、どうぞ宜しくお願いたします。

### 【大阪事務所】

あけましておめでとうございます。  
 やる気に満ちた技能実習生の来日が再開し、昨年は活気が戻った良き一年となりました。実習生と組合員様の橋渡し役として、皆様のご期待にお応えできるよう、所員一同ますます精進して参ります。  
 本年も変わらぬご指導の程、よろしくお願申し上げます。

### 【福岡事務所】

あけましておめでとうございます。昨年は入国が再開し、気力に溢れた新たな実習生を迎える喜びの一年でした。  
 技能実習を取り巻く環境は日々変化していますが、今年も人生の一時を日本で共に過ごす実習生と企業様を、所員全員全力で支援して参ります。  
 本年もどうぞ宜しくお願致します。

## 物流業界の2024年問題

物流業界の2024年問題とは、「働き方改革関連法」の自動車運転業務への適用が開始されることで発生する遵守事項を守る動きのことです。同法は2019年より施行されていましたが、運送業やトラック含む「車両運転業務」に関しては2024年まで猶予されています。

以下物流業界の2024年問題に焦点を当て、遵守しなければならない3つの事項について説明致します。

### ①「時間外労働時間の上限規制」

2018年6月働き方改革関連法が成立し、2019年4月から全産業を対象に段階的に改正された「労働関係法令」が施行されます。このなかで、労働基準法による「時間外労働の上限規制」が適応となります。

そのなかで、自動車運転業務は急な是正が難しいことから、2024年に施行が猶予されていました。物流業界は2024年に猶予されたものの、年々貨物量の増加などから、長時間労働がなかなか改善されない、しかし法令の施行が迫っている。これが2024年問題の一つの「時間外労働時間の上限規制」です。

労働基準法第32条で定められている一般的な労働時間は、下記の通りです。

- ・1日8時間まで（休憩時間1時間除く）
- ・1週間40時間まで

これを法定労働時間といい、超過した時間が「残業時間」とされます。「残業時間」については他にも一般的には下記の規則があります。

- ・年720時間以内（休日労働を含まない）

・単月100時間未満（休日労働を含む）

・2～6カ月平均で80時間以内（休日労働を含む）

これら一般則と異なり、自動車運転業務では、年960時間（休日労働を含まない）が労働時間の上限となりました。つまり、トラックドライバーは「法定労働時間+年960時間」の範囲内であれば働くことができます。なお、一般則と異なり「2～6カ月平均」や「単月」などの1カ月の上限規制はありません。

### ②「正規・非正規社員の同一労働同一賃金」

2020年4月から大企業で、2021年4月から中小企業で適用されている「同一労働同一賃金」も2024年4月から適用対象となります。

同一労働同一賃金とは、正社員や非正規雇用労働者といった雇用形態に関係なく、同じ職場で同じ仕事内容に従事している従業員に対して同一の賃金を支払うという考え方のことです。

運送業で支給される手当（無事故手当、皆勤手当、作業手当、通勤手当、家族手当など）を正規・非正規に関わらず支給しなければならないため、各種手当について見直しが必要です。明確なガイドラインが設けられていないこともあり、賃金改定をする際には注意が必要だと考えられます。

### ③「月60時間超の時間外労働の割増賃金引上げ」

2023年4月から中小企業を対象に月60時間超の時間外労働への割増賃金率が50%とされており、トラックドライバーに対しても同様に適用されます。

法令改正		施行日		罰則
		大企業	中小企業	
労働基準法	時間外労働の上限規制	【一般則】 年720時間の適用（36条）	2019年4月1日 （平成31年）	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
		【自動車運転業務】 年960時間の適用（36条）	2024年4月1日 （令和6年）	
	月60時間超の時間外割増賃金率の引上（25%→50%）の中小企業への適用（37条、138条関係）	※2010年4月1日 （平成22年）から適用済	2023年4月1日 （令和5年）	
	年5日の年次有給休暇の取得義務付け（39条）	2019年4月1日 （平成31年）	30万円以下の罰金	

月60時間までの時間外労働については割増賃金率25%で構いませんが、一人当たりの人件費が格段にアップするため、十分注意しなければなりません。また、この法令改正は2023年からの適用となるため、上記の①②の問題とともに早い整備が必要といえます。

#### ■働き方改革関連法違反に与えられる罰則

厚生労働省が提供する「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」によれば、上記ルールに違反した場合、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されるおそれがあると記載されています。

違反をしてコストがかかると経営の負担にもなりかねません。企業経営にも大きく関わることで、働き方改革関連法の遵守が求められます。

#### ■深刻な人手不足

物流業界において2024年まで働き方改革が猶予された背景には、どのような課題があるのでしょうか？

トラック運転手の有効求人倍率に関して、厚生労働省・国土交通省によると、トラックドライバーの有効求人倍率は全職業の平均よりも約2倍高い数値を示しています。

また、全日本トラック協会の雇用状況（労働力の不足感）を聞いた「景況感調査」では、「トラック運送事業者における労働力の不足感は強い状況」にあり、多くの事業所で人手不足が問題となっていることがわかります。

これらのデータから、トラック運転手の需要は伸び続ける一方で、それに追いつくほどの人員が足りていないといえます。

#### ■Eコマースの活発化による物流量の増加

需要が高まる背景として、Amazon、楽天などのEコマースによる物流量の増加があります。

ネットショッピングやフリマアプリの普及から拡大し続ける国内のEC市場。経済産業省によると、2018年のBtoC（消費者向け電子商取引）市場規模は18兆円、2019年は19.4兆円に拡大しています。

ここ数年のEC市場の成長と新型コロナウイルスによる巣ごもり需要の影響も重なり、ますます物流の需要が高まっているといえるでしょう。国内のEC化率は海外諸国と比べ9%と低い状況のため、今後さらなる拡大が見込まれています。

この問題に関して当組合は引き続き注視していきたいと考えています。ご訪問させていただいた際にはぜひ組合員企業様の取り組みをお聞かせください。

また当組合からも、バックヤード業務における技能実習生の活用の提案、実際の取り組み事例、対応方法等の共有を図っていければと思っております。



## インドネシアの送出し機関訪問

コロナ禍の昨今、送出し機関を訪問することができない状況が続きましたが、昨年、第7波が落ち着いたタイミングで、インドネシアの送出し機関訪問が叶いました。教育センターでは、レベルの高い日本人教師の下、日本語を熱心に学習し、高い能力を身に付けている様子を見ることができました。写真をご覧ください。お分かりのように、ヒジャブを身に着けたイスラム教徒の生徒もおりますが、仕事中は、断食もお祈りも禁止の指導がされており、日本での業務には支障はないとのこと。食事については配慮が求められますが、受け入れている組合員様は、豚肉を避け、牛肉中心のお弁当を用意する

等の対応をしているそうです。

インドネシアからの実習生受入について関心がございましたら、ぜひ、国際部までご相談ください。

よろしくお願い申し上げます。



インドネシア スラバヤの教育センター

季刊 スケットニュース

# SKET NEWS

## 技能実習と特定技能

外国人技能実習法が2017年に施行されて満5年、特定技能外国人制度が2019年に導入されて3年の年月が経過しました。新型コロナ禍による外国人の新規入国停止は、2022年3月によりやく解除され、昨年夏には当組合も実習生の新規入国と配属で繁忙を極めました。



技能実習は開発途上国の人材育成、特定技能は人手不足の解消と、制度の目的やルールが異なります。しかし、特定技能外国人の約8割は技能実習2号の修了者であることから推察されるように、両制度は密接につながっています。技能実習法は施行後5年で制度の見直しを行うことが同法附則で決められていますが、今のところ制度の大きな変更はなさそうです。

その一方で、技能実習生の技能実習計画の実施にかかわる問題、人権侵害や失踪などの問題の多発は、マスコミなどで大きく報道されています。関係省庁や制度運営に当たる外国人技能実習機構は言うまでもな

く、監理団体や実習実施者の責任が、今後も厳しく問われることになりそうです。

特定技能はコロナ禍の影響を含めた経済の停滞などを背景に、制度発足以来3年間の受入れが約8万人と、5年間で35万人という政府の想定を大きく下回っています。新型コロナをめぐる情勢が落ち着くことで、今後数年間は多くの産業部門で増加傾向をたどるものと予想されます。

2022年8月30日には、政府は特定技能の分野別運用方針を改め、建設業の業務区分を建設、土木、設備の3つに統合するとともに、建設分野での技能実習25職種のすべてに対応して、特定技能外国人を受け入れることが可能となりました。

日本の労働需給は今年もひっ迫した状況が続くでしょう。その一方で、円安傾向が続くことで、外国人にとっての日本での就労への魅力

は、従来よりも限定的になるかもしれません。技能実習と特定技能は、それぞれの特色を生かしながら、日本と開発途上国それぞれのニーズに合致する形で、今後も相互補完的に発展してくものと思われま



文：顧問 鷺見良彦

(元 公益財団法人国際研修協力機構 (JITCO) 常務理事)

マイページより、ETCカード利用の請求書 PDF、CSV データの取得が可能

東西商工協同組合

東西商工協同組合  
マイページへ



詳しくは  
カード事業部まで

ハイクオリティなサービスの提供で、  
皆様のビジネスをサポートいたします。

東西商工



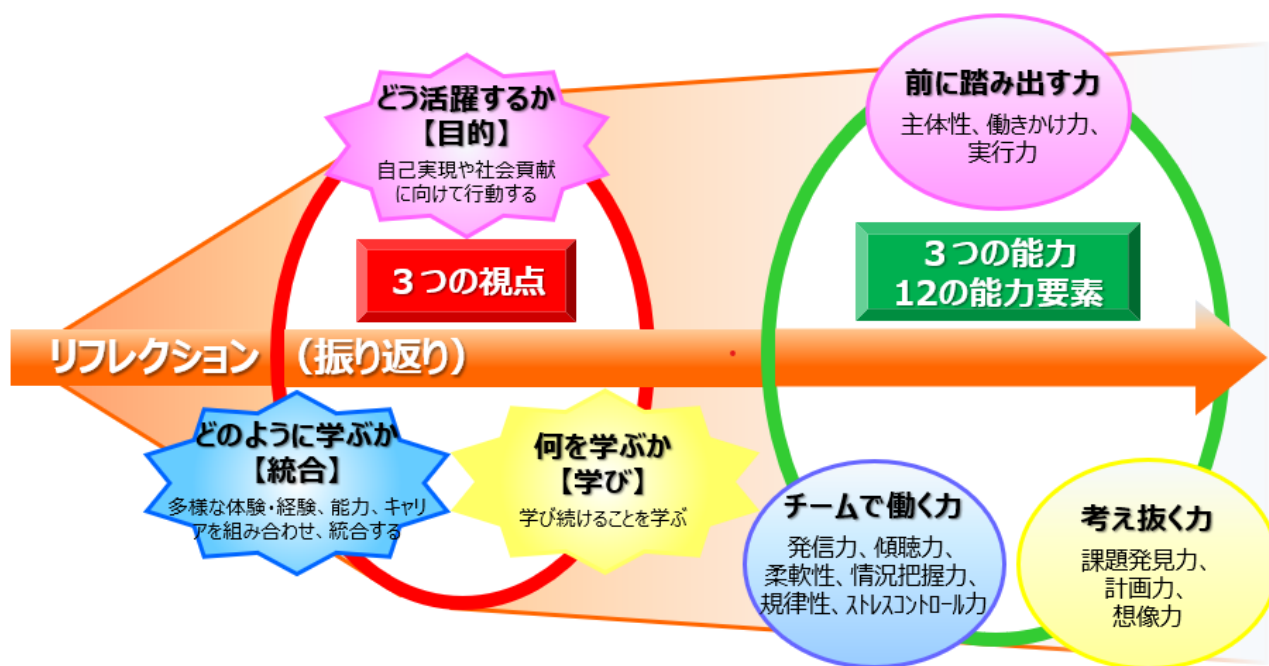
## 人生100年 時代の 社会人 基礎力

「社会人基礎力」とは、「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の3つの能力（12の能力要素）から構成されており、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」として、経済産業省が2006年に提唱しました。

「人生100年時代」や「第四次産業革命」の下で、2006年に発表した「社会人基礎力」はむしろその重要性を増しており、「人生100年時代」ならではの切り口・視点が必要となっていました。

こうした状況を踏まえ、平成29年度に開催した「我が国産業における人材力強化に向けた研究会」において、これまで以上に長くなる個人の企業・組織・社会との関わりの中で、ライフステージの各段階で活躍し続けるために求められる力を「人生100年時代の社会人基礎力」と新たに定義しました。社会人基礎力の3つの能力/12の能力要素を内容としつつ、能力を発揮するにあたって、自己を認識してリフレクション（振り返り）しながら、目的、学び、統合のバランスを図ることが、自らキャリアを切りひらいていく上で必要と位置づけられます。

（参照：経済産業省）



## 編集後記

宮城道雄作曲の「春の海」は、お正月にBGMとして使用されることも多く、お正月をイメージする代表的な曲の一つとして知られています。本来は箏と尺八の二重奏曲ですが、ハープとフルート版には、違った趣があり、新鮮でもあります。慣れ親しんだものと少し違うだけで、新たな感覚を味わえるのも良いですね。令和5年の幕開け、皆様はどのようにお正月を過ごされたでしょうか。本年も組合員の皆様に紙面を通して様々な情報を提供してまいります。どうぞよろしくお申し上げます。



東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>